

*** 今月のテーマ ***

～実は、対象者の制限は厳しくない！～

① 年齢制限はありません。

疾病・障がいを持ち、療養しながらご家庭で生活されている方で訪問看護を必要とされる方であれば、**お子様からお年寄りまですべての年齢の方が対象**となります。



② 例えば、以下のような質問を受けます

が、いずれも訪問看護の利用が可能です。

- ・要介護認定を受けていないと利用できないの？
- ・訪問診療を受けていないと利用できないの？
- ・通院していると利用できないの？（事例1.2）

<事例1>

Aさん（女性） 主病：糖尿病・難病

- ・近くのかかりつけ医に月1回定期受診。
- ・現状維持がご本人、ご家族の思い。
- ・ただ、難病により糖尿病についての**内服管理、運動管理、食事管理**が同居のご家族の協力だけでは難しい状況。
- ・そのため、主治医は訪問看護ステーションにご自宅への訪問によるフォローを依頼。
- ・訪問看護師は**週2回、定期訪問**し、血糖値等をチェックしながら上記3つの管理を行っています。
- ・理学療法士の訪問によるリハビリも実施中です。

③ “一時的”な利用はできません。

あくまでも看護師の訪問が、“**継続的**”で“**計画的**”に必要な場合に利用が可能となります。

ですので、例えば下痢がひどくて食事が取れないので点滴に来て欲しい等、“**一時的**”な**状況での利用はできません**。

④ 逆に訪問看護の利用はできないのでは？

と思われるケースでも、例えば以下のような場合は利用が可能です。いずれの場合も、“**継続的**”に**訪問看護が必要**となるからです。



- ・独居の高齢の方で内服管理が必要な場合（事例2）
- ・熱傷、外傷や術後の創処理が在宅で長期に亘る場合
- ・インスリン等の自己注射の導入に際して、外来での医師の指導に加えて、看護師による在宅の指導が必要な場合

<事例2>

Bさん（女性） 介護1 主病：認知症

- ・独居の状態で、お子様は遠方にお住いのため直接的な介護者はいない状況。現状を維持し、最後まで家で暮らしたい、が本人の思い。
- ・訪問看護師が**週に1回訪問**し、血圧等を図りながら、薬カレンダーで**内服薬を管理**しています。
- ・**ヘルパーやデイサービススタッフとも連携**し、確実に内服する状況が継続できています。

⑤ 訪問看護の利用に当たって必要なのは…

かかりつけ医（主治医）の指示書（「訪問看護指示書」といいます）**が必要**です。

特別な指示書により頻回の訪問も可能となります。

<解説>

- ・訪問看護は、在宅診療において存在しないということは考えられない、とても重要な役割を担っています。**医療面はもちろんのこと、生活面まで関わってくれる存在**であり、24時間365日の対応で在宅医療を支えています。
- ・ただ、実際は訪問看護の制度が複雑なこともあり、医療介護従事者でも訪問看護の利用について理解が十分ではなく、必要な方に必要なときに利用していただけていないのでは？と感じるときがあります。
- ・必要な時に必要な方が訪問看護を利用し、安心して自宅で療養できるように、訪問看護に関わる事業所として、色々な機会を通して、訪問看護をさらに周知していく必要があると思っています。



☆ご質問・ご相談等、お気軽にお声掛けください。

安心をお届けする

わかばクリニック
 WAKABA CLINIC

〒862-0903 熊本市東区若葉3-1 3-20
 ☎096-285-6014 web: wakaba-cl.jp